

(仮称) いわき市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対する 市民意見募集（パブリックコメント）の実施について

平成 24 年 8 月に公布された「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27 年 4 月から、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とする「子ども・子育て支援新制度」が本格施行することとなっております。

この新制度では、市町村が 5 年を 1 期とする子ども・子育て支援事業計画を策定することとなっております、現在、本市でも同計画の策定に向けて、地域の子ども・子育ての現状やニーズを把握しながら、保育所・幼稚園などの平成 27 年度から平成 31 年度の 5 か年の需要と供給を見込むほか、市にとっての子育てのあり方などについて、市社会福祉審議会児童専門分科会（子ども・子育て会議）等を通して検討を進めて参りました。

この度、これまでの検討内容を踏まえ、いわき市子ども・子育て支援事業計画（素案）としてとりまとめたことから、計画素案に対する市民意見募集（パブリックコメント）を次のとおり実施します。

1 市民意見募集対象案件

いわき市子ども・子育て支援事業計画（素案）

2 市民意見募集期間

平成 26 年 12 月 17 日（水）から平成 27 年 1 月 5 日（月）の 20 日間

3 公開方法（資料入手方法）

- (1) 市ホームページへの資料掲載
- (2) 担当課（子育て支援課 本庁舎 3 階）における資料提供
- (3) いわき市役所本庁舎 1 階市民ホール、各支所の情報公開コーナーへの資料備え付け

4 意見提出方法

任意の様式に意見・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入し、子育て支援課に直接持参するか、郵送、FAX 又は電子メールにより提出。

【提出先】住 所 〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地（子育て支援課）

F A X 0246-22-7554

E-mail kosodateshien@city.iwaki.fukushima.jp

- ※ 匿名の場合には、「意見」として取り扱いません。
- ※ 口頭、電話による意見の受付はしません。
- ※ 提出する意見は、期間内必着とします。
- ※ 住所及び氏名等の個人情報、意見内容等に関する連絡・確認のために使用し、目的外使用や外部への公表は行いません。
- ※ 「提出いただいた意見」及び「意見に対する考え方」等については、とりまとめの上、市ホームページで公表します。